

# 中世的郡郷制の成立と展開

—阿波国吉野川下流域の場合—

丸 山 幸 彦

はじめに—以西郡の研究史をめぐる—

古代の郡編成のあり方が中世にかけてどのような変化をたどりながら中世的な郡郷制として展開していくのかを正確に把握しておくことは、その地域における中世の歴史の展開をたどる上で、必要な事項の一つである。とくに、阿波の場合、九世紀後半に美馬郡が美馬・三好両郡に、名方郡が名西・名東両郡に分割され、中世になって名西・名東両郡の中間に以西郡が設置され、また那賀郡が那賀・海部両郡に分割されるとともに、その那賀郡がさらに那西・那東両郡に、また板野郡が板西・板東両郡に分割されるなど、古代末から中世にかけて、郡分割がくり返されている。ただ、このような郡・郷の激しい変動、とくに中世における

郡の分割について、それがなされた年代および分割の要因については、文献史料がまったくといってよいほど残されていないこともあって、十分な掘り下げた分析はなされておらず、阿波の中世をみていく上での問題点の一つになっている。

本稿はこのような中世的な郡の一つである以西郡について、明治維新期の在村研究者である上田寧恵の論をたどることで、その成立と変遷の過程を分析することを目的とする。この郡は寛平八年（八九六）に成立した名西・名東両郡の中間に中世になって設定され、江戸初期の寛文四年（一六六四）に名東郡に吸収されて姿を消す。この郡の基礎史料は寛文四年「阿波国十三郡郷村田畑高辻帳」<sup>1</sup>であり、そこに吸収直前の以西郡を構成する村々がつぎのように書

き上げられている。

史料一

以西郡

芝原村 川原田村 高輪村 桜間村 日開村 池尻村  
敷地村 観音寺村 府中村 中村 矢野村 延命村 一宮  
村 下町村 上八万村 佐那川内村 中辺村 佐我村 祖  
母嶋村 佐野須賀村 西黒田村

この郡についても、中世のどの段階で名西・名東両郡をどのよう再編して成立してくるのか、成立したこの郡がどのような変遷をたどって上記史料一にせめされる状況になつたのかなどについて不明な点が多い。以下、江戸時代にさかのぼつての研究史整理をおこない、この郡についてどこまでがあまりにされ、何が課題として残されているのかを明確にしてみたい。

第二次世界大戦後にだされた『徳島県史』は「名東郡の西部を特別に以西郡と呼んだことがあつた」とする。ここにせめされている寛平八年成立の名東郡西部を割き取ることで以西郡は成立したとする説は江戸時代すでに存在して

いた。

この説とやや異なる立場に立つのは、江戸時代阿波の代表的地誌『阿波志』および『阿府志』である。まず『阿波志』は以西郡は元龜年間（一五七〇〜七三）という中世末に名西・名東両郡から村々を分出して成立している郡とみなし、名東郡からは祖母嶋など一九個村（史料一と同じ村々）、名西郡から内谷・尼寺二個村が分出されたとする。一方『阿府志』は和名抄の郷名比定の項で、名東郡殖栗郷について「殖栗郷 此地ハ尼寺・内谷・矢野・延命・一宮・佐那川内迄ナリ、後ニ以西郡ト名付ケテ、一郡トナルヲ、又御当世ニ成、ヤメラル」としている。すなわち、名西郡から尼寺・内谷の二村を、名東郡から矢野・延命・一宮・佐那川内の諸村を分出することで以西郡は成立しているとしている。つまり、『阿波志』と『阿府志』は、以西郡の範囲をどこまでと把握するかについては相違はあるが、以西郡を構成する村々はそれまでの名西郡と名東郡からそれぞれ分出されていること、寛文四年の以西郡の名東郡への吸収で以西郡所屬の村々はそれぞれもとの名西・名東両郡に戻つたとみなしていることでは共通しているのである。

以上のように、県史説および江戸時代の二つの地誌説は、どのような村々が以西郡を構成しているのかについては、それぞれ論を異にするが、以西郡をはさんだ前後の寛平八年・寛文四年の両段階で名西・名東郡界は同じ位置にある、いいかえれば、江戸初期以降近代に至るまでの名西・名東郡界は古代末の寛平八年に設置されて以来のものであるとすることは共通している。

ところが現在では埋もれているが、幕末・明治維新期にこの考え方に対する批判が多様な形で提出されていた。口火を切ったのは幕末の研究者である野口年長であり、その著『粟の落穂』一の巻所収「以西郡」の項において、名西・名東郡界が寛平八年と寛文四年とは異なった位置にあったとみるべきことを、寛平八年の名西・名東両郡分割のあり方から論ずる。すなわち、

1 昌泰元年（八九八）七月一七日太政官符「応省名東郡主帳一員置名西郡事」に、寛平八年に名方郡が分割され名東郡に七郷名西郡に四郷が置かれたとあることからみて、郷を単位とした名方郡の分割がなされたとみるべきである。

2 郷を単位とした分割がなされたとみる立場からいう

と、分割時点では桜間郷は全体として名西郡に所属したことになる。したがって、寛文四年以降の名西郡桜間村と名東郡桜間村とを分けている（和名抄桜間郷を分断している）両郡郡界はそのまま寛平八年の両郡成立時点の郡界ではありえない。

3 名方郡分割時点の名西・名東郡界がどこを走っていたのかは不明である。しかし、桜間郷の分断は後に以西郡が名西・名東両郡の中間に成立した時点で、新たに設置された以西・名西郡界により起こったとみるべきである。

以上の名西・名東郡界論をめぐって県史・江戸時代の地誌・野口ら諸論の出発点になっているのは、寛文四年以降の名西・名東郡界をはさんで二つの桜間村と二つの矢野村が併存するという事実であった。とくに桜間については、和名抄郷として桜間郷が存在し、その郷の広がりには桜間村をふくむものであったのはあきらかであることから、和名抄桜間郷は何らかの形で郡界の設定により、いずれかの時点で分断されたということは共通した認識になっていた。そして、江戸時代末までは二つの地誌に象徴されるように、名西・名東郡界は、寛平八年段階と寛文四年段階で

は同一であつたとする説、すなわち桜間郷は寛平八年段階で分断されたとみなすのが一般的であり、野口の論はそれへの反論として提出されていたのである。

そして明治維新期に至り、野口の論を引き継ぎ発展させる形で多田直清・後藤尚豊および上田在村研究者が次々と個性的な郡界論を提出する。それらの説は二つに整理される。一つは古代名方郡域における正方位地割とN—〇Wの方位をもつ地割(統一条里の地割)の併存ということに着目した上で、寛文四年以降の両郡郡界上に古代における直線古官道を「発見」し、それが寛平八年の郡界として採用されたとみなす、寛平八年・寛文四年両段階の郡界は同一であるとする多田説である。他の一つは寛平八年の名方郡分割は和名抄郷を単位におこなわれており、新郡界設定による桜間郷など個々の郷の分断はありえないという立場から、両桜間村を分断して走る寛文四年以降の両郡郡界は寛平八年段階の郡界ではないとする後藤尚豊・上田寧恵の説である。

この明治維新期の諸論は統一条里や古道の存在を前提にした、現代の歴史学の検証にも十分に耐えうる高度なレベルでの論を展開させていたにもかかわらず、近代以降受け

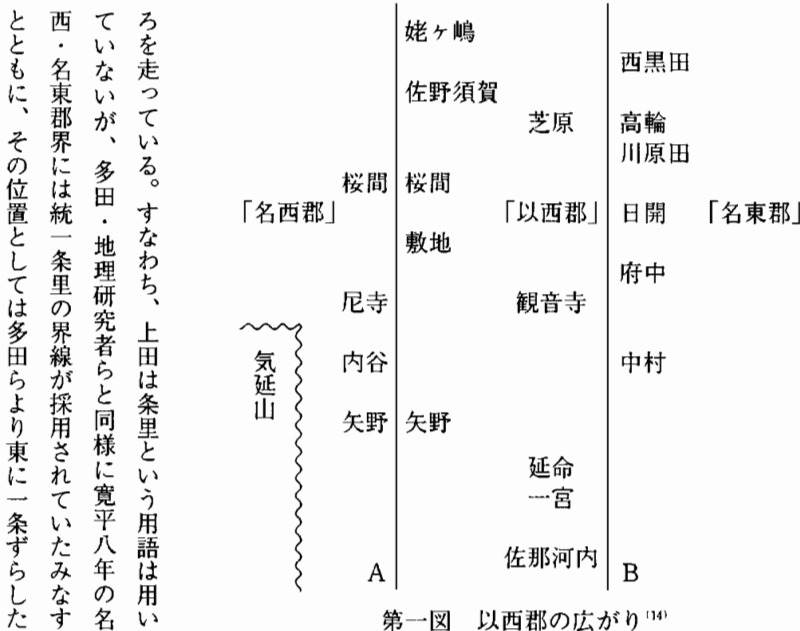
継がれることなく埋没してしまい、結局江戸時代以来の名東郡一部分割説が吉田東吾の『大日本地名辞書』<sup>10)</sup>に引き継がれ、県史に象徴されるように定説化していく。そして二〇世紀後半に至り、服部・木原ら地理研究者は、寛文四年以降の名西・名東郡界(現在の名西郡と徳島市の市郡界)が統一条里界線上を走る南北直線古道(余刺帯)に一致するとみなし、寛平八年の名西・名東両郡成立に際してもこの古道が郡界として採用されたとする説を提出する。<sup>11)</sup>この説は一面で明治維新期に多田がすでに提出していた説を近代歴史地理学の立場から再確認する(服部らは多田説の存在に気づいていない)という役割を果たすとともに、他面で定説を歴史地理学の立場から補強するという役割を果たしている。

これら明治維新期の郡界にかかわる諸論の分析については別稿にゆずるが、後論とのかかわりで、上田説についてのみふれておく。上田は古代桜間郷の分断は寛平八年の名西・名東両郡の設置によって起こったのではなく、以西郡の設置の段階での以西・名西郡界の設定により起こったものとする。具体的に寛平八年の両郡郡界についてはつぎのように述べている。<sup>12)</sup>

史料二

南ハ埴土郷下町村・八幡郷上八万村ヲ境トシ、府中村を名東郡トシ、観音寺村ヲ名西郡トシ府中・観音寺ヲ名東西に區別シタル由、次ノ郷名ニ詳ナリ、夫ヨリ此境ニ微ヒテ芝原・川原田ノ村堺飯尾川ヲ見通シ、西黒田・東黒田ノ村堺ヲ北ノ境トシ、是ヲ上古ノ名方西郡・名方東郡の境ト定メタルナリ。

ここでは、郡界は藩政村の村界レベルで表現されている。すなわち、府中村を名東郡、観音寺村を名西郡にそれぞれ所属するとし、この二つの村の境から、北に向けて芝原・川原田両村の境になっている飯尾川を見通し、この見通しの線を北の西黒田・東黒田両村の境にまで延長する、その線が寛平時点の本来の名西・名東両郡郡境であるとしている。「見通し」という言葉を使っていることにしめされるように、上田も同時代の直線古官道郡界説を提出している多田と同じく名西・名東郡界を直線郡界であるとみなしている。そして上田がここで名西・名東郡界とみなしている観音寺村と府中村との村界は現在でも直線的な道になっており、この道は多田や地理研究者らが名西・名東郡界とみなした直線古道よりちよと条里で一条分東にずれたところ



第一図 以西郡の広がり(14)

ラインに求めた。それを第一図にもとづいていえば、上田は多田らが名東郡を分割して以西郡を設定した時の以西・名東郡界（線B）に寛平八年時点の名西・名東郡界を求めたことになる。そして、このように、寛平八年段階の名西・名東郡界を東にずらすことで、二つの桜間村は両者とも名西郡にふくまれることになり、桜間郷はこの段階では分断されなかったことになる。

この上田の論は古代末の名西・名東郡界設定のあり方と中世における以西郡設置のあり方という一見無縁な二つの問題を密接に関連させているところに特質があり、それが以西郡の変遷をみていく上で、重要な鍵をにぎる。以下それについてみていく。

### 一 上田説からみた以西郡

上田は寛平八年の名西・名東両郡成立以後、寛文四年の以西郡廃止に至る歴史過程を追求するなかで、以西郡は細川家支配（中世後期）下の暦応年間（一三三三〜一三三八）から天文年間（一五三二〜一五五）に成立したものと<sup>15</sup>して、その成立時期を明示した上で、つぎのように記している。

### 史料三

#### 以西郡

一ノ宮 下町 延命 矢野<sup>半</sup> 観音寺 敷地 池尻  
桜間<sup>半</sup> 芝原 西黒田 佐野塚 姥ヶ島 合十二ヶ村  
元名西郡 矢野 桜間二村消テ、十ヶ村定  
上佐那川内 佐我<sup>阿波志ニ佐那川内ヘ含ストアリ</sup> 下佐那川内 早淵  
中村 府中 日開 川原田 高輪<sup>半</sup> 合九ヶ村元名東郡  
<sup>佐我高輪二村消</sup> <sup>寛文四年名東郡ヘ合スナリ、四</sup>  
<sup>テ七ヶ村ニ定</sup> 惣計廿一ヶ村 <sup>ヶ村消テ計算ハ十七ヶ村トナル</sup>  
附 今以西十六村ト云、是ハ井水掛組合村ノ事ナリ。元ノ  
以西郡ハ廿一ヶ村ナリ、ヨク辨\*スヘシ

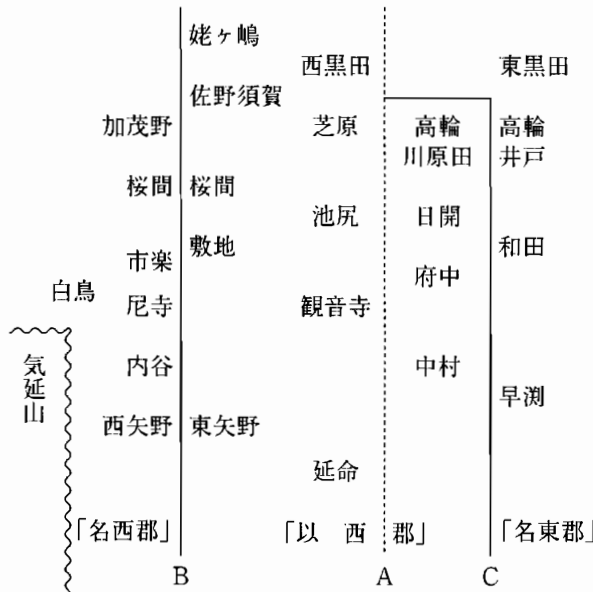
上田がここで以西郡を構成しているとする村々と史料一の「阿波国十三郡郷村田畠高辻帳」と対比させると、史料三で上田が以西郡にふくませている早淵村は以西郡ではなく名東郡に属している。逆に高辻帳に以西郡として記載されている上八万村がここでは落ちていいる。そして史料三の「上佐那川内・佐我・下佐那川内」と表現されている三村については、史料一の「佐那川内村・中辺村・佐我村」と表現されている三村と対応する。つまり、史料三については、早淵村を除外し上八万村を入れれば、確実な史料によ

る以西郡の構成と一致する。それをふまえて整理しなおすと、つぎようになる。

史料四

元名西郡 一ノ宮 下町 延命 観音寺 敷地 池尻 芝原 佐野塚 姥ヶ島 西黒田 矢野村 桜間村  
 元名東郡 上佐那川内 佐我 下佐那川内 (上八万)  
 中村 府中 日開 川原田 高輪村<sup>半</sup>

上田はここで以西郡はそれまでの名西郡から分出した村々(「元名西郡」とそれまでの名東郡から分出した村々(「元名東郡」と)によって構成されているとする。そしてここに記されている村々を、平野部に限定して隣接する名西・名東両郡の村々と合わせて図化したのが第二図である。上田が寛平八年時点の名西・名東郡界とみなす郡界線Aを中軸にして、それより西、新設された以西・名西郡界線Bに至る間に所在する村々が「元名西郡」に属する村々であり、郡界線Aから東、新設された以西・名東郡界線Cに至る間に所在する村々が「元名東郡」に属する村々である。



第二図 上田想定郡境図<sup>(20)</sup>

郡界線についてみると、まず以西・名西郡界線Bは多田らのいう寛平八年の名西・名東郡界そのものであるから、これは統一条里に乗っている直線郡界である。また以西・名東郡界線Cも飯尾川より南の部分では基本的に直線にな

っており、以西郡高輪村と名東郡高輪村との村界、およびこの両村に南接する以西郡日開村と名東郡井戸村との村界は、現在でも直線的な道になっている。そしてこの道を郡界線Aから計測すると一条と二坪分東にずれていることになる。つまり、郡界線Cも飯尾川より南部に限定していえば、統一条里に乗っている直線郡界とみなしうる。ただし、郡界線Cは飯尾川を北に越えたところで西に曲がり、旧名西・名東郡界（郡界線A）の上、東西黒田の村界上を走ることになることもみておきたい。正保国絵図においても、以西・名東の郡界は飯尾川を越えたところで西に曲がっており、以西・名東郡界はすべてが直線ではないことは明確である。

あらためて注意したいのは、上田が「半村」という注記を矢野・桜間・高輪三村につけていることである。このうち「元名西郡」の項では矢野・桜間の二村に「半村」と注記されているが、上記寛文四年高辻帳によると、以西郡の項に「矢野村」・「桜間村」が記されているが（上記史料一）、名西郡の項にも同じく「矢野村」・「桜間村」が記載されている。上田の記す「半村」は文章により説明されているのではないが、矢野・桜間というそれまでの一つの

村が以西・名西郡界新設による分断を指している用語として使用していることはまちがいない。つまり、上田は矢野・桜間の分断は寛平八年の名西・名東両郡成立の時点ではなく、以西郡成立の時点で新たに設定された以西・名西郡界によりなされたことを主張していることになる。「元名東郡」の項でも高輪に「半村」の注記がある。これも高辻帳によると以西郡と名東郡にそれぞれ高輪村が記載されており、矢野・桜間と同じく高輪も新たに設定された以西・名東郡界による分断がなされたと主張されていることになる。

吉野川下流域の旧名方郡域内平野部において近世藩政村として郡界をはさんで同一名称の村や同一郡内で郡内で東西を付した同一名称の村が存在する例としては、矢野・桜間・高輪・黒田・覚円の五例がみられる。このうち東・西覚円村のケースは近世における吉野川の流れの変化のなかで起きた例と考えられるので、これは別として、残りの四例は名西・名東両郡の成立あるいは以西郡成立のいずれかにもなう新郡界の成立により分断されたと考えられるものである。そしてこのうち桜間・矢野は多くの論者により、寛平の時点での分断か、ないしはそれ以後の分断かという



ことでとりあげられて論ぜられてきた。しかし、高輪・黒田をふくめ四例全体にまで視野を広げ、それらを統一して把握しようとした論者は存在しなかった。そのなかで、上田は「半村」という概念を用いて、矢野・桜間・高輪の三つの村が、中世における以西郡成立の段階で新たに成立した二本の郡界により一齊に分断されたという論を提出していることは注目にあたいる。

さらに上田は郡界を境に隣りあっている麻植郡上浦村と名西郡上浦村について、寛平八年の名西・名東両郡成立の時点では、麻植郡と名西郡の郡界は今より東にずれて位置しており、したがってこの時点では上浦は全体が麻植郡に属していた、それが延喜年間以降に麻植郡・名西郡の郡界の西への移動が起こり、その結果上浦の分断が起こったとしている。上田は上浦の分断は寛平八年の名西・名東両郡成立後の中世に起こったとするのみで、いつの時点で起こったかについては述べていないし、それと以西郡の分断の関連についても述べていない。しかし郡界移動をともなう上浦の分断が単独で起こったとは考えられないのであり、名西・名東両郡の中間に以西郡が成立したことともない連鎖的に麻植・名西郡界についても変動が起こったとみる

のが妥当である。<sup>17)</sup>

すなわち、以西郡の成立は寛平八年の時点で確立した吉野川下流域南岸が麻植・名西・名東三郡によって構成されているという体制が大きく変わり、それぞれの郡内部の村の大規模な再編をふくんだ麻植・名西・以西・名東四郡体制に編成しなおされたことを意味する。矢野・桜間・高輪・上浦の分断はその一環であった。そして分断されたこれら村々がそのまま近世藩政村になっていることに注意したい。

藩政村の景観をそのまま古代にまでひきあげることとはできないことはいうまでもない。たとえば奈良盆地の場合、奈良・平安時代までの盆地内の村落は宅地がまばらに散在する疎塊村であり、集村化が始まるのは一四・五世紀の段階であるとされている。阿波<sup>18)</sup>についてみると、石尾和仁は板野町犬伏の黒谷川宮の前遺跡という吉野川下流域の低地遺跡において、鎌倉後期から室町前期にかけての周溝をともなう連続した屋敷が検出されたことをふまえ、周溝をともなう連続した屋敷地は散村から集村へ移行した段階（鎌倉後期から南北朝期）の沖積低地における一般的な村落景観であり、吉野川下流域北岸でも屋敷地と田畠の二分

化が生じていることが読みとれるのであり、この遺跡の屋敷地は鎌倉後期以降の再開発に始期があるとす。さらに吉野川北岸にとどまらず、吉野川南岸に位置する矢野・敷地などの遺跡でも黒谷川宮ノ前遺跡と同様な遺跡が存在しているとする。

石尾のこの指摘をふまえると、北岸・南岸をふくめて吉野川下流域平野地帯全般において、鎌倉後期以降の広範な開発の進行のなかで、集村化（居住地と耕地の二分化）が進行し、そのなかで中世後期村落（惣村）の形成が進んでいくとみてよいことになる。全国的にみても、居住地と耕地が明確に分化しその周辺に入会地が広がるという形態をもつ近世村落の原型は中世後期の村落（惣村）に求められるとされており、宅地が集中する集落のまわりに耕地が広がるという吉野川下流域平野地帯で一般的な藩政村の形態も鎌倉後期以降に形成されていくとすべきである。

以上をふまえ、村の分断の問題にもどると、上記四つの例はいずれも同一名称の集落が郡界をへだてて近接して存在しており、この分断が集村の形成すなわち耕地や集落に対する強い規制力をもつ自治的な村の形成がなされて以後に、そのような村を割る形でなされたことをしめしている。

郡界により分断された村は領域は縮小されるがそれまでの村の自治的な機能をそれぞれ引き継ぎ、したがって名称も引き継いで、やがてそれが近世藩政村に転換していくとみるのが妥当であり、その点で以西郡の成立時期を上田が暦応・天文年間という中世後期にしているのは正しいことになる。

問題として残るのは飯尾川を越えた吉野川本流沿いに以西郡西黒田村と名東郡東黒田村が存在し、形の上では黒田という一つの村が東西に郡界により分断されていることとどうみるかである。これについて、上田は黒田を分断する部分の以西・名東郡界は飯尾川の南までと異なり西にずれて、本来の名西・名東郡界上を走るとし、かつ史料三の「元名西郡」の項でたんに「黒田」ではなく、「西黒田」と記して「半村」の注記をしていない。

この意味するところであるが、つぎのようになろう。黒田地区は吉野川下流域低湿地帯の最奥部に位置し、寛平の名西・名東郡成立の時点ではまったくの原野であったと推測される。そして鎌倉後期以降、東黒田および西黒田という中世的な集村が形成され始めるとみてよい。そして以西郡成立に際し、以西・名東郡界を飯尾川を越えた黒田地区

にまでそのまま延長するとすれば、東黒田が分断されることになるが、なんらかの事情で東黒田の分断は無理とみなされ、黒田地区についての郡界は、従前通りの西黒田と東黒田のあいだの境、すなわち元の名西・名東郡界Aが利用されるようになった。

ここでこの上田の説との対比で多田および地理研究者の説をみておく。多田らは以西郡は名東郡から分出されたという立場に立っているので、以西郡の成立に際しては以西・名東郡界は新設されるが、以西・名西郡界については旧の名西・名東郡界をそのまま利用したことになる。したがって、この立場から四つの村の分断を統一的に把握しようとするれば、名西・名東両郡成立段階でまず矢野・桜間の分断が、ついで以西郡成立の段階で高輪の分断がなされたという二段階分断論を取らざるをえない。しかし、二段階にわたる分断というのは不自然さをまぬがれない。とくに問題になるのは矢野・桜間である。多田らの説にしたがうと、近世藩政村の原型である東西の桜間・矢野はすでに寛平八年段階で成立しており、それが中世を通じて存続して近世に至るといふことになる。しかし、この把握では近世藩政村が鎌倉中後期以降展開していく中世後期村落を原型

とし、そこから形成されてくるという歴史的な過程を無視したものになってしまふのであり、とりえない。

このようにみてみると、定説化している多田・地理研究者らの説のように、寛平八年の名西・名東郡界を寛文四年以後の郡界と同じ場におき、中世における以西郡の成立はこの名東郡の一部を分出することで成立したとみなすのは無理ということになる。上田が提起しているように、寛平八年の名西・名東郡界を多田らより東に一条ずらしたところにおき、以西郡はこの名西・名東郡界を軸に両郡からそれぞれ村を分出することで成り立っているとみるべきであろう。

## 二 以西郡の成立時期をめぐって

ただ、上田の論をめぐって大きな問題が残っている。それは以西郡の成立時点についてである。上田はそれを暦応<sup>21</sup>と天文年間という中世後期に求めているが、明治以降永仁年間の鐘銘「以西郡八万金剛光寺鐘」が発見され、さらに鎌倉初期の建仁年間に作成された春日神社領富田庄の立券文に「津田嶋」が名(以)西郡所属と記されていること

があきらかにされていった。<sup>22</sup>これにより、以西郡は平安時代末には成立していたことが確認され、今に至っている。

このように以西郡の成立を平安期にまでさかのほらせなければならぬとすれば、鎌倉中・後期を出発点にして形成されていく、集村の形態をとった中世後期村落が一部分断されることで以西郡が成立したとする上田説は根底から崩れる。そのことを念頭に、以西郡の成立時期について検討してみたい。

まずみておきたいのは、史料一の寛文四年高辻帳にあらわれている江戸初期の以西郡と、永仁の鐘銘などにあらわれている鎌倉末期以前の以西郡とでその広がりには食い違いがあることである。高辻帳に、眉山南麓の村々として書き上げられているのは、イ「富田浦、北浜浦、南浜村、下八万村、福嶋浦」、およびロ「一宮村、下町村、上八万村」である。イの四村（浦）は名東郡に、ロの三村は以西郡に分けて書き上げられている。すなわち江戸時代初期の段階では、眉山南麓の村々は上下八万村の村界を境にして、上八万村以西は以西郡、下八万村以東の海までの地は名東郡に属することになっており、八万の地は二つの郡により分断されていることがしめされている。

それと対比してみると、永仁年間の鐘銘では以西郡に属している金剛光寺は高辻帳では名東郡下八万村にぞくすることになるし、寺跡が今も下八万に残っている。また、富田庄坪付にあらわれている「以西郡津田嶋」については、高辻帳にこの津田嶋の名称はあらわれていないものの、この段階では上記イの名東郡に所属していることは間違いない。つまり、鎌倉末期以前の以西郡は眉山南麓の全域、海にいたるまでのすべての地を指していたことはあきらかであるが、江戸初期の以西郡は上八万村より西の部分に限定される地を指しており、下八万村よりの東の海にいたるまでの地は名東郡に属することになっていることもこれまたあきらかである。

研究史の上でも以西郡には郡域の変動があったという指摘は散見する。しかし簡単な指摘にとどまり、より掘り下げようとする試みはほとんどなされてこなかった。そのなかで、この以西郡域の変動を大きく名東郡全体のなかに位置づけようとする論が一九六〇年代刊行の『徳島県史』第三巻・近世編、第一章第三節「郡村の成立」のなかに引用されている。<sup>23</sup>相当な長文であるので、必要部分のみを抄出するとつぎのようになる。

1 以西郡は名東郡の以西を分割して一郡としたものであり、つて、いわゆる八萬・殖粟兩郷の分立したものであり、その範囲は津田・八萬・上八萬・佐那河内の諸村であるう。

2 以西の文字は方位からする呼称ではなく、郡制の基礎である条理（里カ）からみたものであって、方位からすれば当然以南というべく、条理からすれば以西（一条十条）とするのが当然である。条理は郡ごとに制定されていた分立当時の以西郡は西から数えて一条から十条までの間に位し、名東郡は十一條から二十一條の間に位している。したがって地図上で名東郡を二分するなれば、一条から十条までの土地を以西郡と称することはうなずかれよう。

3 しかるにその後条理制が忘れられ、以西を方位から推測して、名東・名西兩郡の中間にあつたものとする考えが行われ、十三郡古図の制定に際しても、この考えをとり、分立当時の郡界とは全く位置を異にする郡を産出せしめたのである。すなわち、十三郡古図では、祖母が島、佐野塚、…上八萬の二十村が属している。

4 以上によって、十三郡古図にみえる以西郡は、当時新

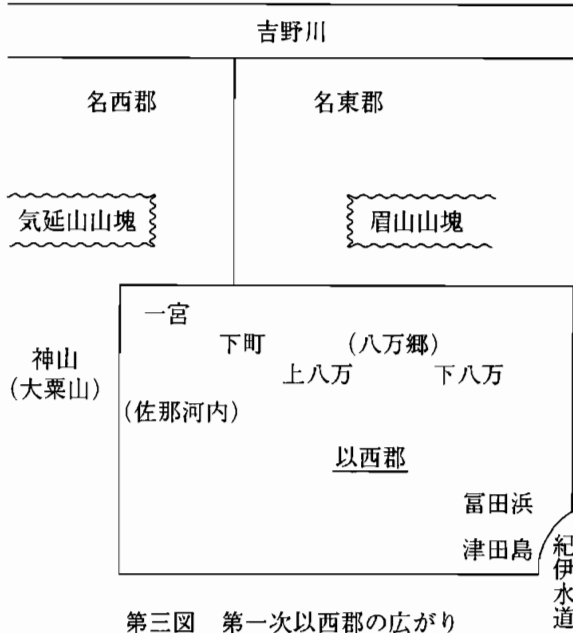
たに制定したものであって、分立した当時の以西郡の範囲ではないことが分かる。

以上がその大略であるが、たとえば2の項での「条理」と「方位」の關係の記述は、筆者には理解不可能であるし、疑問点のある記述も他にも随所にみられる。にもかかわらず、この1〜4でしめされているのは、斬新でしかも具体的な以西郡域變動論である。整理しなおすつぎのようになる。

1 従来、以西郡といった場合つねに名東郡の北部吉野川沿いの平野地帯との関連でのみ論じられてきた、それを「以西」は方位からいうと「以南」であるべきとして、思い切った視点の移動をおこない、成立時点の以西郡の広がりには名東郡南部に限定されるとし、具体的に、平安末以前に名東郡から八萬郷と殖粟郷とを分出して以西郡が成立し、その広がりには眉山南麓平地地帯の津田・上下八萬と、それに連なる四国山地中の佐那河内の兩者とされている（第三図参照）。

2 後になって、以西郡は全面的な再編を受けるのであり、その時点で始めて吉野川沿いの北部平野地帯が以西郡域として登場してくるとし、この再編以後の以西郡のあり

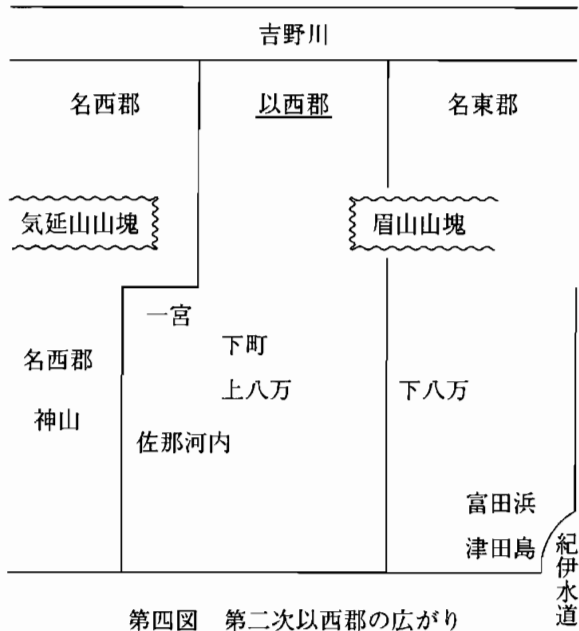
方は「十三郡古図」にあらわれているとする。ここでいう「十三郡古図」は「正保国絵図」を指す。寛文四年高辻帳作成より数十年さかのぼる、以西郡がまだ存続していた時期の絵図であり、そこに記入されている以西郡の



第三図 第一次以西郡の広がり

3 村々は基本的には高辻帳記載の以西郡の村々と同じである。すなわち、一般的にいわれている以西郡はこの再編された以西郡を指すとする(第四図参照)。

1 から 2 への再編の時期については明言していない



第四図 第二次以西郡の広がり

が、国絵図が作成された近世初頭になってからとみなしている。

このように県史所引説は名東郡南部眉山以南に限定されていた成立時点の以西郡（第一次以西郡とも呼ぶべきもの）から、名東郡の北部吉野川沿いの平野地帯にまでその領域がのびていった再編後の以西郡（第二次以西郡とも呼ぶべきもの）へという、以西郡の郡域変動説を打ちだしている。関連して、羊我山人の引用によると、中井伊与太は以西郡の管轄区域に時代による変動があったとした上で、「その時期を八万が上八万と下八万とに二分せられた元龜年間と推定せられたのである」とする。すなわち、八万地域に限定してみているのであるが、以西郡には時代による管轄区域の変動があったこと、その変動によりそれまで一括して以西郡にふくまれていた八万地域は上八万は以西郡に、下八万は名東郡に所属するようになったと把握しており（第三図から第四図への移行）、それが戦国末期の元龜年間に起こったとしていえることになる。このように中井は一九三〇年代において、すでに後の県史所引説と基本的に同じく、以西郡には管轄領域の変動があったことを明確に把握している。

県史所引説・中井説で食い違っているのは、第一次から第二次への移行の時期についてである。県史所引説は移行の時期を近世初頭に下げている。しかし多田の『村邑見聞言上録』に記載されている名西郡の村々の天正・慶長検地帳の小字名を以後の江戸時代の状況と比較すればあきらかになるように、天正・慶長年間以降村落を分断・再編するような大規模変動は起こっていない。第一次以西郡から第二次以西郡への移行にともなう大規模な村落の分断・再編が起こったのは天正・慶長以前とみなければならぬ。その点で、中井がこの移行は元龜年間としたことは注目される。金剛光寺の鐘銘の発見などがなされる以前の江戸時代から明治維新期にかけて、『阿波志』・『阿府志』・後藤・多田は共通して以西郡成立は元龜年間としており、この時期にはこれが定説としての位置をしめていた。この説はこれ以後近代において以西郡成立が平安末期以前に引き上げられていくなかで、誤りとして捨てられていたのを一九三〇年代に中井があらためて以西郡の成立時点としてみるのではなく、第一次以西郡から第二次以西郡への移行時点としてみる、ということ復活させているとすることが可能である。

この県史所引説・中井説をふまえて上田説をみると、上田は以西郡の成立を暦応年間から天文年間に求めており、元龜年間説ではないがそれに近いものになっている。したがって、上田が以西郡の成立としていることを第一次以西郡成立時点にあてはめれば、成立不可能であるが、それを第二次以西郡の成立時点で起こっていることと位置づけ直すならば、矛盾なく成立する。

以下、上田説・県史所引説をあわせて、それにもとづいて、以西郡の成立とその変遷について整理しておきたい。まず第一次以西郡について、県史所引説は眉山より南の、津田・上下八万という海沿いなし山麓という平野地帯と、八万の奥、園瀬川上流域にあたる山間部である佐那河内という四国山地の内部に位置する山地との両者から成り立っているとする。この説が山間地域である佐那河内を以西郡の構成要素にしていることに注目したい。

よく知られているように、阿波中世の一つの特色として「山」所領の展開がある。山地の多い阿波では、中世になって種野山・祖谷山など「山」の名称をもつ、山間部の村々がその姿をあらわしてくる。佐那河内から山一つ越えた鮎喰川上流とその支流沿いに広がる現名西郡神山町30は中

世においては、「大粟山」という呼び名で史料上にその姿をあらわしている。その初見は一二世紀半ばのことであり、これが阿波における「山」所領の初見でもある。<sup>31</sup>

留意しておきたいのは、この山所領は中世になってから姿をあらわしているものであり、無限定に古代にさかのぼらせることはできないということである。阿波国の場合、古代郷である和名抄記載郷の比定地を四国山地の奥深くにまで広げているケースが目立つ。この背景には阿波中世では山所領が高度に展開していたということがありと考えられる。大粟山についても、ここを古代の埴土郷に比定している説を始めとして、古代郷の広がりになかにもふくめていく説は多い。しかし、この大粟山という山間部が古代においてはどの郷域にもふくまれていなかったとみるべきであり、この地域が国衙機構のもとでの行政機構のなかにふくみこまれるのは、平安後期以降においてである。

さらに県史所引説が第一次以西郡のうちとした佐那河内について、佐那河内は神山町（大粟山）から山一つ越えたところの園瀬川上流域に位置する山間の地である。同村内には、現在同村仁井田（旧中辺村）に所在する鎌倉時代末期元徳三年（一一三三）の銘をもつ地藏画像板碑を最古と



する中世の板碑が数十基所在する。これら板碑を調査した岡山・三宅は最古の元徳年間の板碑との関連で、佐那河内周辺の鎌倉時代の板碑として、方上町神光寺に善光寺式如来像板碑一基、国府町の元応二年（二三二〇）の板碑一基、神山町阿川に二基（一一二六・一一三八）、石井町で一二七〇年を筆頭に一三基、それぞれあるとして、鎌倉期に佐那河内に板碑が入ってきたルートとして、方上町からのルート、あるいは石井町から神山町阿川經由か、国府町經由ルートが有力であるとす。また神山町鬼籠野と佐那河内の仁井田神社は峠一つ離れているだけで、かつ鬼籠野の板碑は正平年間がもつとも古く、逆に仁井田からの經由も可能性があるとすることをふくめ、神山町（大栗山）と佐那河内の関係が密接であることを指摘している。<sup>32</sup>

このことから、佐那河内が「某」山という名称がつけられていたかどうかは不明であるものの、鎌倉時代末には山間部の孤村ではなく、周辺との活発な交流をおこなっている一つの山の世界として高度に発達していたとみてまちがいないく、大栗山と前後して平安末にはその姿をあらわしていたとみてよい。

すなわち、第一次以西郡の成立は寛平八年に成立してい

た旧名方郡域の名西・名東二郡体制の名西・以西・名東三郡体制への移行を意味する。そして第一次以西郡の成立が平安時代末と考えられることをふまえれば、この山所領の成立・展開とは無縁ではありえない。たんに同一地域の編成がえではなく、それまで郡郷制の組織の対象外になっていた四国山地の山の世界を組み込んで領域を拡大した上になされた再編であったと考える。具体的には以西郡が新設され、名東郡のうち眉山南麓の平野の世界（津田・上下八万）と山の世界（佐那河内）がそこにふくまれることになる。そして名西郡もその広がりはそれまで気延山北麓の吉野川沿いの平野地帯に止まっていたのが、この時点で新たに気延山を南に越えた山間部（大栗山）がふくまれることになる。<sup>33</sup> すなわち、平安末の名西・以西・名東三郡への編成替えは国衙支配を山の世界内部に延ばす形でおこなわれているのであり、古代郡郷制の中世郡郷制への再編を意味するものとみてよいものと考ええる。第一次以西郡の成立は以西郡の新設というにとどまるものではなく、阿波の古代から中世への転換をつける一つの大きな転機であったのである。<sup>34</sup>

このように第一次以西郡は眉山・気延山より南部の古代

八万郷と郷に未編成の山間部を構成要素として発足し、吉野川沿い平野地帯については寛平八年時点の郡界を変更しないまま、名西・名東両郡としてそのまま残されたとみるべきであるが、以後、この体制のもとで山の世界、平野の世界ともに中世的な開発が進行していくのであり、名西・名東両郡として残った平野地帯では集村化の動きが進行し中世後期の村落が姿をあらわしてくる。

そのようななかで、以西郡の再編がなされる。それはそれまでの以西郡のうち、眉山南麓の平地（旧八万郷）のうち東半分は名東郡に編成替えされ、代わりに吉野川沿いの平野地帯に新たに以西郡の領域が設定されるということでおこなわれる。第二次以西郡の成立である。桜間・矢野・高輪などそれまでの名西郡・名東郡にそれぞれ属していた村の分断もこの時なされる。さらに麻植郡と名西郡との郡界変動（上浦の分断）もあわせておこなわれると考えられ、第二次以西郡の成立は、中世後期段階でおこなわれた麻植・名西・以西・名東四郡全体にまたがる大規模な郡郷再編の一環としてなされたことになる。この第二次以西郡の成立時期については、上田の歴応から天文の細川治下説から、『阿波志』などの元龜年間説まで幅が広く、今の時点

では、どの時期に定めるべきか決め手はない。板野郡の板西・板東両郡への分割などの問題とあわせて今後検討すべき課題である。ただ、細川氏および三好氏の阿波一国支配が確立し深化していく過程で、統一条里を利用しながらおこなわれた再編とみてよいこと、さらにこの第二次以西郡成立に際して東西に分割された諸村は藩政村に引き継がれており、この再編が近世村落の原型の成立でもあったことはみておいてよいであろう。

## まとめ

1 以西郡については、寛平八年成立の名東郡の一部を割いて成立したとする説、すなわち江戸時代初期の寛文年間における以西郡の名東郡への吸収は中世の一時期以西郡として分立していた地域が再び名東郡に戻ったものにとすぎないとみなす説が一般的であるが、幕末の在村研究者である野口年長は以西郡は名西・名東両郡から諸村が分出されることで成り立っているのではないかとする問題を提起した。

2 維新时期になり、野口説を受ける形で上田は定説より東

に一条分ずれた統一一条界線上に寛平八年の名西・名東郡界をおく説を提出し、それを基礎に中世に新たに成立する以西郡はこの名西・名東郡界を軸に西から条里一分、東から条里一条二坪分を割きとることで成立するとした。そして「半村」という概念を用いて、矢野・桜間・高輪という同一名称を付した藩政村の郡界に接した存在、あるいは同一名称に東西を付した藩政村の同一郡内での存在は、中世におけるこの以西郡の成立にともなうて新たに設定された以西・名西郡界および以西・名東郡界により分断されたものとする。

さらに上田が指摘している麻植・名西郡界の移動にもなう上浦の分断についても、この時点でなされたとみるべきであるので、この以西郡の成立は麻植・名西・名東郡界をふくんだ吉野川下流域南岸全域におよぶ大規模な再編の一環であったことになる。そしてこのときに分断されて出現した東西桜間などの分断諸村はそのまま藩政村に引き継がれていくことからみて、以西郡成立に際して形成された村が近世藩政村の原型になっていたとみてよく、その点で分断の時期を中世後期におく上田説は吉野川下流域における鎌倉中・後期から始まっている中

世的な集村（惣村）の形成と展開およびその近世藩政村への転化という中世から近世にかけての動きを無理なく説明できる。

3 ただし、以西郡の成立について、中世後期ではなく平安末期以前に引き上げるべきであることが明確になっている。そして、徳島県史所引説および中井説によると、以西郡は途中でその郡域を変動させているとする。これら諸説をあわせて以西郡の変遷を整理するところのようになる。

イ 寛平八年に成立した名西・名東両郡は、一世紀末から一二世紀にかけての時点でその内部から以西郡（第一次以西郡）を分出させる。この第一次以西郡は名東郡域のうち眉山山塊より南に限定してその郡域は設定されるが、津田・上下八万という古代八万郷の広がりとともに、それまでの古代郷編成が及んでいなかっただ山間部の佐那河内を構成要素としていることが特色になっている。これはそれまでの名西・名東両郡を名西・以西・名東三郡にするという古代的郡郷制から中世的郡郷制への転換の一環とみてよく、これにより山の世界が国衙支配下の行政機構のなかに始めて組み込

まれる。以後、中世的な開発が山の世界と平野の世界の両者で進むが、第一次以西郡の成立に際して以西郡郡域が及んでいない吉野川沿いの平野地帯でも鎌倉中・後期以降になると、集村化（居住地と耕地の二分化）が進行していく。

□ 中世後期になり、以西郡はそれまでの以西郡域の一部を名東郡にゆずるとともに、新たに吉野川沿いの平野地帯にその領域を広げていくという再編を受ける。上田が以西郡成立に際して起こったとみなしていることは、第一次以西郡から第二次以西郡の転換に際して起こったこととみなすべきものである。

第二次以西郡の成立は以西郡域の吉野川沿いの平野地帯への拡大であるとともに、名西・麻植の郡界変動をもともなった大規模な郡再編の一環でもあった。この再編の段階で以西・名西郡界と以西・名東郡界の新設、および麻植・名西郡界の変更など、いずれも基本的には統一条里の乗った直線界線が採用されており、それにより高輪・桜間・矢野・上浦諸村の分断がなされていく。この第二次以西郡の厳密な成立時点は特定できておらず、細川・三好の地域支配のあり方、さらには板野郡の板東・板西両郡への分割と

以後の変動の問題との関連などを手がかりに今後検討すべき課題である。<sup>85</sup>

註

- (1) 国立史料館所蔵蜂須賀家文書、徳島県立文書館所蔵マイクロフィルム版一五。
- (2) 第一巻（古代編）、一三八頁。一九六四年。
- (3) いつ誰が唱え始めたのかは不明である。
- (4) 佐野山陰編。文化一二年（二八一五）に完成している。徳島藩唯一の藩撰地誌である。写本は呉郷文庫などに所蔵されている。笠井藍水編『阿波誌』は、『阿波志』を書き下し文にしたものである（一九三二年徳島県郷土会刊）。後に歴史図書社から復刻版がでている。
- (5) 赤堀良亮著。序文は天明二年（一七八二）に書かれている。ただし、本文中に寛政五年（一七九二）の記事がある。一九冊が現存しているが、全体の巻数は不明である。写本は呉郷文庫などに所蔵されている。『徳島県史』・史料編第二巻に活字化されている。
- (6) 『粟の落ち穂』、弘化三年（一八四六）刊。『新編阿波叢書』・上巻（歴史図書社）に収められている。
- (7) 『類聚三代格』巻七。
- (8) 『和名抄』には、名東郡六郷（名方・新井・賀茂・井上・八万・殖栗）、名西四郷（埴土・高足・土師・桜間）が記載さ

れている。

- (9) 野口・多田・後藤・上田ら幕末・明治維新期の在村研究者については、拙稿「阿波国名方郡条里の復元について―幕末・明治維新期の在村研究者の論にもとづく―」(『奈良史学』二〇号、二〇〇二年) 参照。

- (10) 一九〇七年刊。

- (11) 服部昌之「阿波条里の復元的研究」(同氏「律令国家の歴史地理学的研究」所収、一九八三年)、木原克司・岡田啓子「古代吉野川下流域の条里と交通路」(『鳴門教育大学紀要』一三巻、一九九八年) など。

- (12) 上田「名方郡産土神郷名古事考」。なおこの上田の著書については、註9拙稿を参照。

- (13) 上田・多田とも「見通し」という用語を用いて直線郡村界を表現している。このことについては別項でさらに掘り下げてみたい。

- (14) 線Aは多田らの主張する名西・名東郡界(以西・名西郡界)であり、線Bは上田の主張にもとづく名西・名東郡界である。

- (15) 註12に同じ。

- (16) 近世初頭の、まだ以西郡が存在していた正保年間(一六四四〜四八)の阿波国絵図。その模写が現在徳島大学付属図書館に所蔵されている。

- (17) 上浦の分断については、詳しくは註9拙稿参照。

- (18) 『奈良県史』第四巻条里制、第三章参照。

- (19) 石尾和仁「中世低地集落の形成と展開」(『ヒストリア』一三八号 一九九三年)、「中世阿波における集落の展開」(『論集・徳島の考古学』所収 二〇〇二年)。

- (20) 線Aは上田の主張する寛平八年名西・名東郡界。線Bは上田の主張する以西・名西郡界(寛文四年以降の名西・名東郡界)。線Cは上田の主張する以西・名東郡界。

- (21) 鐘銘の全文は「阿波国以西郡八万金剛光寺鐘、願主三部阿闍梨耶実秀、永仁四年歳次丙申十月五日、大工内藤範頼」であり、『徴古雜抄』巻二に所収されている。現在この鐘は京都市左京区花背町大悲山峰定寺にある。

- (22) 建仁四年(一一〇四)二月一七日官宣旨(春日神社文書、鎌倉遺文一四三三)に「在管名東郡内 壹処字南助任保在管名(以カ) 西郡内 壹処津田嶋」とあらわれているのが文書上の初出である。

- (23) 当該部分は長文であるものの、活字が一つ落とされており、本文でその概要が述べられているという体裁になっているので、引用と判断した。ただし、どこからの引用とは記されておらず、誰の論であるのかも不明である。今後の検討にまちたい。

- (24) 以西郡の成立は富田庄成立以前であることを明言している。

- (25) 八万郷に対応させているのであろう。

- (26) 殖業郷に対応させているのであろう。

- (27) 註16参照。

- (28) 羊我山人「以西郡考」(同氏著「粟の抜穂一人の巻」)所収

徳島県教育会 一九七五年)、なお羊我山人は中井のこの説は中井が昭和一〇年に書いた「八万村の概観」で述べられていたとするが、筆者は未見である。

(29) この書については、註9拙稿参照。

(30) 藩政村でいうと、阿野・鬼籠野・神領・上分上山・下分上山の五村に該当する。

(31) 大粟山については、福家清司「阿波国中世所領研究ノート」

『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年)、「一宮の歴史」(阿波一宮城編集委員会編『阿波一宮城』所収、一九九三年)など参照。

(32) 岡山真智子・三宅良明「佐那河内村の板碑」(阿波学会編

『阿波学会紀要四八号・佐那河内村総合学術調査報告』二〇〇二年)。

(33) 大粟山一帯は江戸時代には「名西山分」と呼ばれていた。

(34) 以西郡の広がりについて、県史所引説とは別の考え方が成り立つ可能性もある。すなわち、大粟山については鮎喰川の存在を考慮に入れば、八万郷をふくめた名東郡とのかわりの方が深い。かつ佐那河内との交流も深かったことは板碑のあり方からみてもいえる。その点からいって、第一次以西郡は、平野地帯については八万郷を名東郡から分出させて郡域としたことはまちがいないが、山の世界については、佐那河内のみが郡域になったのではなく、大粟山をも郡域にふくんで出発した、つまり第一次以西郡は名西・名東両郡域(旧名方郡域)の山の世界をすべてをふく

むことで出発をしたという可能性も否定できない。県史所引説が、以西郡について方位的には名東郡の「以南」に当たるとしていたが、それを方位的に名方郡の「以南」にあたる郡とおきかえてみるということであり、眉山および気延山より南部の全ての旧名方郡域にあたる郡として以西郡を位置づけてみようという考え方もある。これについては別に考えてみたい。

(35) 本稿は、科学研究費補助金基盤研究C「在村国学者・儒学者の阿波古代史研究史についての史学史的研究」(代表丸山、二〇〇二―三年)の中間報告である。